

審議会等の会議録

審議会等名	令和5年度第1回海老名市固定資産評価審査委員会														
開催日時	令和5年5月17日（水）														
場 所	海老名市役所3階 政策審議室														
出席者	<p>固定資産評価審査委員会 3名 海老名委員長、猪熊委員、清田委員</p> <p>事務局 7名</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">財務部長</td> <td style="width: 50%;">藤川 浩幸</td> </tr> <tr> <td>財務部次長</td> <td>佐藤 哲也</td> </tr> <tr> <td>財務部参事兼市民税課長</td> <td>篠原 裕一</td> </tr> <tr> <td>市民税課主幹兼諸税係長</td> <td>一杉 典子</td> </tr> <tr> <td>資産税課長</td> <td>武井 慶博</td> </tr> <tr> <td>資産税課主幹兼土地係長</td> <td>鴨志田 将</td> </tr> <tr> <td>資産税課家屋償却資産係長</td> <td>鴨志田 啓介</td> </tr> </table>	財務部長	藤川 浩幸	財務部次長	佐藤 哲也	財務部参事兼市民税課長	篠原 裕一	市民税課主幹兼諸税係長	一杉 典子	資産税課長	武井 慶博	資産税課主幹兼土地係長	鴨志田 将	資産税課家屋償却資産係長	鴨志田 啓介
財務部長	藤川 浩幸														
財務部次長	佐藤 哲也														
財務部参事兼市民税課長	篠原 裕一														
市民税課主幹兼諸税係長	一杉 典子														
資産税課長	武井 慶博														
資産税課主幹兼土地係長	鴨志田 将														
資産税課家屋償却資産係長	鴨志田 啓介														
傍聴人数	0人														
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開														
一部非公開・非公開の理由															
議 題	<p>(1) 委員長の選任について</p> <p>(2) 令和5年度固定資産評価審査の申出期限について</p> <p>(3) その他</p>														
資 料	<p>(1) 令和5年度固定資産評価審査申出期限の決定について</p> <p>(2) 令和5年度審査申出期間設定表</p> <p>(3) 令和5年度税制改正の概要【固定資産税・都市計画税】</p>														

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 委員長の選任について

海老名市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定による委員長の選挙

新委員長 海老名司郎委員

任期 令和5年6月1日から令和6年5月31日

2 令和5年度固定資産評価審査委員の申出期限について

令和5年8月17日（木）とする。

全員賛成により可決。

その他 職務代理者の選任について

新委員長（海老名司郎委員）の指定する職務代理者

職務代理者 猪熊政喜委員

任期 令和5年6月1日から令和6年5月31日

報告事項：令和5年度税制改正の概要について（固定資産税・都市計画税）

資料（3）を各委員に配布

令和5年度固定資産評価審査申出期限の決定について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、地方税法第432条第1項に次のとおり規定されています。

1 審査申出のできる事項

固定資産課税台帳に登録された価格

2 審査申出期間

「固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日」から「納税通知書の交付を受けた日後3カ月」までの期間

3 審査申出先

海老名市固定資産評価審査委員会

4 令和5年度課税に係る審査申出期間の最終日

令和5年度の海老名市固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間の最終日は、次により**令和5年8月17日（木）**となります。

固定資産課税台帳に登録した旨の公示日 3月31日（金）



納税通知書発送日（共有者通知を含む）
4月28日（金）に郵便局集荷（発送は5月1日（月）から）



納税通知書到達日 5月17日（水）



納税通知書到達日の翌日から3カ月目まで
5月18日（木）～8月17日（木）

令和5年度審査申出期間設定表

資料2

【5月】

1日	月	納税通知書発送日	
2日	火		
3日	水		
4日	木		
5日	金		
6日	土		
7日	日		
8日	月		
9日	火		
10日	水		
11日	木		
12日	金		
13日	土		
14日	日		
15日	月		
16日	火		
17日	水	納税通知書到達日	
18日	木	1日目	到達日翌日
19日	金		
20日	土		
21日	日		
22日	月		
23日	火		
24日	水		
25日	木		
26日	金		
27日	土		
28日	日		
29日	月		
30日	火		
31日	水		

【6月】

1日	木		
2日	金		
3日	土		
4日	日		
5日	月		
6日	火		
7日	水		
8日	木		
9日	金		
10日	土		
11日	日		
12日	月		
13日	火		
14日	水		
15日	木		
16日	金		
17日	土	1カ月後	
18日	日		
19日	月		
20日	火		
21日	水		
22日	木		
23日	金		
24日	土		
25日	日		
26日	月		
27日	火		
28日	水		
29日	木		
30日	金		

【7月】

1日	土		
2日	日		
3日	月		
4日	火		
5日	水		
6日	木		
7日	金		
8日	土		
9日	日		
10日	月		
11日	火		
12日	水		
13日	木		
14日	金		
15日	土		
16日	日		
17日	月	2カ月後	
18日	火		
19日	水		
20日	木		
21日	金		
22日	土		
23日	日		
24日	月		
25日	火		
26日	水		
27日	木		
28日	金		
29日	土		
30日	日		
31日	月		

【8月】

1日	火		
2日	水		
3日	木		
4日	金		
5日	土		
6日	日		
7日	月		
8日	火		
9日	水		
10日	木		
11日	金		
12日	土		
13日	日		
14日	月		
15日	火		
16日	水		
17日	木	3カ月後	申出期限

令和 5 年度税制改正の概要【固定資産税・都市計画税】

【概要】

令和 4 年 12 月 23 日閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」に基づき、令和 5 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。

【令和 5 年度地方税制改正の主な内容】

(1) 税負担軽減措置

○中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設（固定資産税）

【対象資産】

中小企業等経営強化法に規定する先端設備導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等

- ①市町村の導入促進基本計画に適合し、中小事業者等が取得するもの
- ②生産性向上に資するもの（労働生産性が年平均3%以上向上）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（投資利益率が年平均5%以上）

【特例率】

1/2 3年度分

*賃上げ目標を盛り込んだ先端設備導入計画に基づく場合 1/3 5年度分
令和6年度中に資産を取得した場合は、4年度分

【適用期限】

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

○バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

【対象資産】

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地

*地域公共交通計画で市町村が位置付けた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画に担保された場合に限る。

【特例率】

1/3 5年度分

【適用期限】

令和10年3月31日まで（5年間）

【その他】

地域交通の活性化及び再生に関する法律を改正

(2) 納税環境整備 【R6.4.1施行】

固定資産税に係る質問検査権について、家屋評価に必要な図面等を納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手できることを法令上明確化

(3) 「わがまち特例」 関連について

○企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置 【変更】

適用対象を最初に政府の補助を受けた者に限り、適用期限を1年延長

○緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置 【変更】

適用期限を2年延長

○サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置 【変更】

床面積要件の上限を160㎡以下に引き下げたうえで、適用期限を2年延長

○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（固定資産税） 【新規】

一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合にその翌年度に課税される建物部分の固定資産税を減額

【対象となるマンションの要件】

- ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンション
- ②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施
- ③長寿命化工事の実施に必要な修繕積立金を確保

*都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引き上げを行った場合

*都道府県知事等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕金の積立や額の引き上げを行った場合

【減額割合】

1/6以上1/2以下の範囲内（参酌基準：1/3）で市町村の条例で定める。

参酌基準どおり 1/3として、令和5年3月31日条例改正済み

【期間】

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの間に完了した長寿命化工事